

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和6年3月4日(月)			
会議時間	開会	午後2時40分	閉会	午後3時50分
場 所	第1委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 小岩 寿一		委員 千葉 栄生	
	委員 佐々木 久助		委員 岩 渕 典仁	
	委員 武田 ユキ子		委員 千葉 幸男	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	石川主査			
出席説明員	小野寺まちづくり推進部長、金今建設部参事、 伊藤いきがづくり課長 ほか 4名			
本日の会議に 付した事件	所管事務調査 ・中里市民センター建設工事について			
議事の経過	別紙のとおり			

総務常任委員会記録

令和6年3月4日

(午後2時40分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

お諮りいたします。

本日の審査に当たり、当局から、建設部長、まちづくり推進部長の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、議長を通して、建設部長、まちづくり推進部長の出席を求めることといたします。

暫時休憩します。

(休憩 14:40～14:41)

委員長 : 再開します。

それでは、これより所管事務調査を行います。

初めに、中里市民センター建設工事についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 : 今日は午前中に予算審査特別委員会がありまして、その後の忙しい中、このように委員会で説明の機会をつくっていただきまして、ありがとうございます。

本日説明させていただく案件につきましては、令和5年11月17日に契約を締結し、令和6年10月24日までを完成期限としております中里市民センターの工事について、現在、工事を進めてきたところでありますが、工事の設計の内容につきまして、疑義等が判明したことから、その内容精査のため工事を一時中断しようとするものであります。

技術的な内容がありますので、説明のほうは、金今建設部参事からさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

委員長 : 金今建設部参事。

建設部参事 : 私からは、お手元の資料でございます中里市民センター建設工事についてという2枚ものの資料で説明させていただきます。

1番の内容につきましては、先ほどまちづくり推進部長より話がありましたので割愛いたします。

2番、これまでの経過でございます。

令和6年1月18日におきまして、工事監理者、これは一関市内の方でございますが、工事監理者より設計内容の不明点箇所について質問がございました。

設計者は盛岡市の事務所で、工事監理者は一関市内の業者でございます。

1月19日に当市から設計者へ質問の回答をメールで求めたところございました。

2つ目のポツで1月31日ですが、設計内容について設計者が来庁し、設計内容について説明を受けました。

月が変わりまして、2月13日でございます。

構造設計にも疑義が生じたことから、設計者に構造設計及び渡り廊下の設計について精査するように求めたところでございます。

ポツの4つ目で、2月16日です。

工事監理者から、設計内容全体にわたりまして不整合箇所が散見されるとの報告から、設計者に対しまして、契約約款第40条（契約不適合責任期間等）第1項に該当することから設計内容精査を指示しております。

この契約約款第40条（契約不適合責任期間等）は、下に囲んでいるところに小さい字で書いておりますが、読み上げます。

（契約不適合責任）第40条、委託者は、引き渡された成果物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という）であるときは、受託者に対し、成果物の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるというようになっております。

この委託者は一関市であり、受託者は盛岡市の設計事務所でございます。

ということで、2月16日に設計内容の精査を指示しております。

3番目になります。

設計者への指示事項でございますが、3月15日までに設計内容精査を完了させること、この作業に伴う費用は設計者の負担とする。

ポツの2つ目、今回の事案に対する顛末書を市へ提出することというようにしておりますが、いまだもって顛末書は市のほうに届いておりません。

4番目でございます。

対応方針ですが、ポツの1つ目、設計内容を精査（約1か月）と計画変更による計画変更確認申請です。

確認申請は、実は、去年の12月26日に普通に下りております。

ですが、今回の内容によっては、計画変更確認申請がさらに必要になるのではないかと見込みまして、及び第三者機関による構造計算適合性判定、これは内容にもよりますが、多く見て2か月ぐらいの時間を要することから、3月5日の、明日から6月2日までの90日間工事を一時中止したいというものでございます。

ポツの2つ目、設計内容の不適合箇所の確認及び設計者との協議に工事中止期間前の約3週間（2月9日から2月29日）を要したことから、工期については中止期間3か月、先ほど申し上げましたが、3月5日から6月2日までの90日間プラス検討期間とした3

週間、これは21日間の延長を見込むものと考えております。

5番、今後の対応について、3月15日までに設計内容精査作業が完了するよう指示、そして、当市の監督員は管理を行っていくというものでございます。

ポツの2つ目、3月4日、本日の夜になりますが、中里まちづくり協議会へも現状説明を行う予定です。

ポツの3つ目として、設計者と工事中止に係る費用負担については、今後協議を進めるものと考えております。

2枚目のほうをめぐっていただきたいのですが、これが大まかなスケジュールでございます。

中里市民センター建設工事のスケジュールです。

これまでの経過を黒文字、黒線で表しておりますし、今後の手続関係は青文字、青線になります。

4段目に書いておりますが、今後の工事予定は、赤文字、赤線になっております。

点線書きはこれからの予定でございますので、実線ではございませんので、それを了承していただきたいと思っております。

一番左の項目でございますが、議会関係というようになっております。

一番上ですが、今後、令和6年度になりまして、9月通常会議のあたりになると思っておりますが、工期延長、契約変更の議案を提出したいと考えているところでございます。

2段目、手続関係ですが、既に令和5年10月17日に建築確認申請をしております、建築物エネルギー消費性能確保計画も県へ提出しております、審査していただきまして、12月26日に県より建築確認済証を受領しているところでございます。

それから、青の線になりますが、計画変更手続、それから構造計算適合性判定等の申請に約2か月間、この約というようにつけましたのは、相手方の審査機関の対応等々、時期が忙しい時期か、そういったのも加味しますと約2か月ぐらいかかるのではないかとというように予測しているもので、決定ではございません。

手続関係、右のほうに行きまして、建築確認の完了検査を1月末頃、令和6年度ですので、令和7年1月末、2月の頭頃を予定しているところでございます。

3段目、設計委託につきましては、2月のもう既に設計内容に再検討を要していただいたので、再検討というか精査していただいているというのが正確な言葉になりますが、約1か月間ほど精査しております。

一部の図面は来ておりましたので、当方の建設部都市整備課のほうで今、再度チェックしているところでございます。

その下は監理委託ですが、監理委託は工事と同じになりますので、工事のほうを見ていただければ分かります。

工事につきましては、実は2月5日まで基礎のくい打ち工事をしておりまして、2月5日に基礎くいは終わりました、2月8日に基礎の機械を片づけておりまして、今現在は、工事を自主的に休んでいただいている状況でございます。

これから、3月5日から工事中止期間を3か月取りまして、再開は、6月の頭を見込んでいるところでございます。

そして、通常の工期にいきまして、赤の点線となっておりますが、変更の工事期間の延

長が約3か月と先ほど説明しましたが、それから中断して検討している期間もありますので、3か月と3週間ぐらい変更になるのではないかとというようなことで今試算しているところがございますが、これを加味しますと、令和7年2月末の完成の引渡しになるのではないかとこの予測でございます。

これはまだ確定した工期等ではございませんので、おおよそ考えられるのはこのあたりではないかというところでの説明でございます。

私からは、以上でございます。

委員長：それでは、内容説明がありましたので、これより質疑を行います。

発言の際は挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いいたします。

千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：くい打ちが2月8日完了で、そのくい打ち完了前に監理者から設計内容の不明な点があったということが申し出られたというのは、まだ本体工事には入っていないのですね。

建築確認も通って、実際にくい打ちの段階で何かおかしいというのは、中身的にはどのような内容なのか、詳しくはいいです。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：ただいまの質問でございますが、確認申請そのものに関しましては、建築基準法上の審査でございまして、建築基準法は、当然ながらクリアしているという内容でございます。

それで、私たちが求めているのは、建築確認と同じものではないと、公共施設ですので、強度は高めのを、官庁施設ですので、構造体は強くというように求めていました。

その内容的には、構造体は分類で2類と言います。

一般的な建物は3類ということで建築基準法と同じ、2類というのは、大地震動でも構造体に大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるというのが2類、これは重要度係数とありますが、建築基準法は先ほど1と言いましたが、1.25倍になります。

ですので、私たちは、中里市民センターにつきまして、官庁施設となるものでございますので、2類、いわゆる1.25倍を強くというような特記仕様書で指示したところでございますが、今回、平たく申し上げますと、建築基準法上のところまではオーケーだったのですが、それより上に考えている1.25倍というところが、本当に2割5分増しのものですかということの、再度疑義が発生しているということで、それについて、再度内容の精査をしてくださいというようなお話であります。

それから、それとは別に、設計の中の意匠設計と申しまして、内部の仕上げなどを書いている意匠設計と構造設計に一部不整合な箇所がございましたし、電気設備工事の図面と、それから機械設備工事の図面と建築の図面が不整合箇所がありまして、どれが不

整合になるものなのかというのが正直言って不安もあるということで、ここのところは、不整合箇所をきちんと整合させて、構造設計も1.25倍の確保できるものだというのを再度精査してもらうために、工事しながらですと後戻りできない工事でございますので、工事しながらではできませんので、工事を一時中止するというに考えたものでございます。

委員長：千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：監理者は、その工事に入る前に設計を精査したら、こういうのが見つかったということではないのですか。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：今おっしゃるとおりでございますが、一関市内の工事監理者でございますが、工事監理業務委託を出したところ、図面等を見ていただいたり、現場等を見ていただいたところが、不整合箇所があったと。

さらには、工事施工業者のほうからも不整合があるというように、私たちに質疑が上がっていったので、これはということで、再度設計業者に対して、この内容について精査してくださいというようなことを話したところが、今までの内部精査の約3週間ぐらいかかっているところでございます。

委員長：武田委員。

武田委員：お疲れさまです。

今、この工事監理者というのは、必ずや役所ではこういった工事をそれぞれの業者に発注するわけですが、そういう監理者に今のような視点できちんとしたものが上がってきているかどうかというのはやっているのか、役所の中にもそういった技術を取得している方がいると思いますが、役所としては、どの程度まではそういったことを、上がってきている図面なり何なりを見たときに精査できる仕組みになっているのか、あとは、どの程度のところから監理者のほうに委ねるのか、その辺はどうなっているのですか。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：今回の中里市民センターにつきましては、設計は盛岡市の事務所でございまして、今年度から、実は設計につきましては、資格審査会のほうでちょっと形が変わりまして、可能な限り市内業者に設計、それから工事監理をできるものであれば出しましょうというようなことになりましたので、今回は、初めて設計業者と監理業者が違う会社になったものでございます。

今まで、私の知り得るところですと、東日本大震災の前までは、市の職員で工事監理は大体半分以上やっておりました。

ですが、東日本大震災を契機に仕事量が物すごく増えまして、市の職員だけでは工事監理、それは設計もなかなかできかねるということで、工事監理は外注しているというような状況です。

それから、市の職員の中で工事監理する資格のある者が要るのではないかというようなお話でございますが、当然、市の中でも一級建築士は3名おりますし、それから二級建築士も5人ぐらいいますので、対応はできるのですが、何せ仕事と工事監理、それから設計もですし、なかなかおろそかになってしまうというのもありまして、工事監理業務は、最近は全ての面で、よほど、屯所ぐらいは内部の工事監理者が、いわゆる職員が見ていますが、それ以上になってきますと、工事監理は外注しておりまして、私たち市の職員は、特にこれは必要だろうという定点の監理は行きますが、それ以外の通常の監理につきましては、監理業務委託した業者をお願いしているところで、そこから来ました資料、それから協議内容、打合せ簿等を確認し、それに対して、最終的には市の監督員、いわゆる工事監理者になる者が指示等をしているのが今の状況でございます。

委員長：武田委員。

武田委員：今回の事案を今いろいろお聞きしていて、公共施設で多くの方が集まるところということで、かなり強度の高いものというようなものを要求していたと。

しかし、その要求というようなものが理解されていなかったのではないかと。

意図的にではなくて、そもそも役所のほうで設計業者のほうに依頼するときのいろいろな資料なり、それからやり取りの中で、そういったものがきちんと伝わっていたのかということところが、若干、強度の高いものにして下さいよというようなものの認識の違いがあったのではないかと、そういうようなことの初歩的な疑問視があったとすれば、やはり今後の在り方として、何かしらそのところに歯止め策を設けなければならないのだらうと思うのです。

そのほかの不整合が散見されるというものについては、これはなかなかもっと精査を試みないと、何ゆえということが分かりませんが、初歩的な問題ですよ。

ここの要因はどんなところにあったというように理解されていますか。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：構造計算の話になりますが、構造計算というのは、先ほど話しました建築基準法で求める1.25倍、2割5分増しで計算して、今回成果品を出して下さいというような委託で出していたわけなのですが、計算過程で1.25倍になっていますというようになっていたものですので、よもや、その数値がちょっと計算書の中で建築バランス的なところ、建物のバランス的なところを確保する点について、ちょっと私たちは気づけなかったというところがございます。

というのは、構造計算となりますと、ある程度その道に精通している人間でないとなかなか気づけないところではあったというのが正直なところでございまして、数値的に1.25倍になっています。

それから、相手の設計事務所からも1.25倍で計算しておりましたというように言われれば、日常はそういうものなのだということで、深く内容の先まで確認していなかったというのが私たちの落ち度でもあったと言われればそれまでですが、そこが1.25倍になっているか、なっていないかというのは、本当は精査してみないと何とも言えない、パソコン上の高度な計算ですので、合っているというのが私たちのバックデータとしてあれば、すぐ工事再開というような話になるのですが、合っているのか、合っていないのかが分からない状態でしたので、これは一時工事を止めなくてはいけないだろうなということで、工事を中止して精査して、再度見直し、それが合っているかどうかを精査していただくというような内容でございます。

委員長　：武田委員。

武田委員：その要因については、そもそも、例えば工事監理者のほうが、もし出ている構造的な問題と設計業者が構造的に大丈夫ですよと言っているものの、そのところのどっちが正しいのかというのは、今これから見定めるといふ、そういう段階というように理解していいのですか。

委員長　：金今建設部参事。

建設部参事：一応、設計の見直しというか、精査するのにひと月ほど、先ほどお話ししましたが、3月15日ぐらいをめぐりに設計内容の精査作業を今やっているところでございますが、その後に、構造計算の第三者機関、つまりは一関市でもなければ、設計事務所でもなければ、工事監理者でもない、例を言えば、日本建築センターだとか、日本ERIだとか、そういった構造計算の適合性判定をする機関が外部にございますので、そちらを利用して、忖度なく問題のないものだよというようなところを精査してもらうというような手続を踏んでやっていきたいと思いますというように考えているところです。

委員長　：今は忖度だけではなくて、正しく計算してもらうということでしょう。
金今建設部参事。

建設部参事：正しいかどうかを精査していただくということです。

委員長　：武田委員。

武田委員：そうすると、その答えが出ない限りは、工事の期間が延長されましたとか、これまでの煩雑ないろいろなものの責任の所在というのははっきりしないと、今は途中経過を私どもに報告していただいているという理解でよろしいのですね。

委員長　：金今建設部参事。

建設部参事：今、武田委員がおっしゃったとおりでございまして、まずは、3月5日からの工事中止ということで考えておりましたので、その前に総務常任委員会に報告しますし、中里まちづくり協議会のほうへも現状の説明をするものでございまして、今後精査し終わって、また皆様にお伝えするようなことができれば、報告します。

今は第一報でございまして。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：お疲れさまです。

私からも2点ほどお聞かせください。

基礎工事が完了した後、2月8日にという説明がございましたけれども、今後の展開次第では、またこの基礎をやり直すということもあり得るのかどうかということと、もう1点は、今回は中里市民センターの工事ですけれども、これからも工事が行われていくのですけれども、今後の対応を、やはり市としてもこれから考えていかなければいけないと思うのですが、今回は、その第三者機関に構造の計算をしてもらうということもやるという説明がございましたけれども、今後もこういうことを取り入れていくのかどうか、現段階の考えをお聞かせください。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：今、委員からおっしゃられた基礎のやり直しというような話でございまして、くい打ち工事でございます、くいを地面の中に、地盤が弱いものですので打ち込んでいたと。

そのくいのやり直しはないというように考えているところでございまして。

上部、基礎より上のほうで、くいから下ではなくて、くいより上のほうで疑義がありましたので、そちらについて精査するものでございまして。

それからもう1点、他の工事についても今後考えていかななくてはならないということでございますが、おっしゃるとおりだと思います。

私たち市の職員も、性善説ではなくて、きちんとしたところを見ていく方向ではいるのですが、構造計算などなかなか特殊なこととして、正直言いますと、市の職員の中には、構造設計一級建築士という資格者がおらず、構造安全性については、第三者機関のようなどころにお願いするか、軽易な構造計算であれば私たちは判定できますが、難しい点は、第三者機関に発注する機会も出てくるかと思っております。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：くいのことは了解しましたが、この耐震というか強度の問題で疑義が発生したというところで、このくいには変わりはないという認識でいるという説明がございましたけれども、その辺は了解いたしました。

問題は、2点目の今後の対応というところで、やはり市とすれば、この構造上の計算

をするのは難しいということが示されているわけですので、やはりこれからも、今回はこうやって疑義が発生したから、こうやって止まって、調査活動してやり直すことも踏まえながら検討しているわけですが、これが問題なくいった後に判明するという可能性もないわけではないと私は思いますので、やはりこれは第三者にもこれからは取り入れながらやっていく必要はあるのかと。

そうでなければ、市として、職員を補充してでも専門家を置くべきではないかと私は思いますので、それも踏まえて今後の対応にしてもらえればと思います。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：一問一答方式でお願いします。

3番目の中のポツ2つ目ですけれども、現段階でその要因についての提出がないとありますけれども、まずもって、原因がここで解明されることが想定されるのですけれども、なぜいつまでに提出するということの約束というのとはされないのかどうかお尋ねします。

委員長：暫時休憩します。

(休憩 15:14~15:18)

委員長：休憩前に引き続き再開します。

金今建設部参事。

建設部参事：先ほど質問がありましたが、3番の設計者への指示事項の中で、今回の事案について顛末書を市へ提出することということで、打合せの都度、2月13日の打合せの提出は受けておりますし、2月16日の設計者に対しての内容についての指示についても、その結果はしているところでございますが、今回の事案に対する最終的な顛末につきましては、3月15日を最終にしてくださいとお話ししていますが、それ以前に来れば、それでその日をもっててんまつを市へ提出するようという指示でございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：5番目の今後の対応についての一番下ですけれども、そもそもこれ先ほどの説明からどこに責任があるかというところが分からないので、こういうようなことになっているのですけれども、これは何か設計者に疑義があるのではないかと、責任があるのではないかとと思われるのですけれども、これは今後、具体的には第三者機関が入るということは、そこに関する費用とかも発生しますよね。

そこら辺の費用負担についての、これは協議というところが正確なのでしょうか。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：今の内容ですが、設計者と工事中止に係る費用の負担について今後協議を進めると
いう中身でございます。

まずは、この中里市民センターの設計を委託しました。

そして、それをまずは成果品としていただいていると。

成果品としていただいて、その時点では不整合もあったと思いますが、それを見つ
られないでしまって、成果品を受けてしまっていると。

それから、その成果品を検査いたしまして、検査員が合格と完了を認めた、そして支
払いも終わっているというような現状でございます。

それで、今回はあくまでも設計者に対して契約の不適合責任期間中、この契約不適合
責任というのは、先ほど申し上げました契約約款第40条では、設計が完了し、工事も完
了した後、2年間の期間がございますので、まだ期間的には十分あるのですが、その費
用の負担につきましては、どのような負担割合になるのかというのがちょっと私たちも
初めてのことでございまして、法律の専門家にこれは聞かなくては駄目かと思ひまして、
今後協議を進めるという内容でございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：私からも幾つかお聞きいたします。

まず、今回のこの設計業者なのですけれども、工程表を見ますと、令和4年11月から
委託をしましたということなのですが、この業者を選定する方法というか、どういった
ことを軸にして、この業者を選定したのかいうのをお聞かせください。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：今回の実施設計業務委託は入札でございました。

令和4年10月26日に、参加資格は、建築関係、建設コンサルタント業務A級、21者で
指名競争入札を行ったものでございます。

それで、最終的には同札もございましたので、くじ引で設計者が落札しております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：そこの資料というのは、ちょっと我々になかったと思うのですけれども、こちら決ま
った業者というのは、過去にもこういった公共施設ですとか実績があった業者というの
も選定理由の一つだったのでしょうか。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：この設計事務所につきましては、直近ですと、平成28年の室根バイパス産地直売施
設建設工事、室根の道の駅の設計者でございましたし、一関南消防署の藤沢分署の設計

者でもございます。

それから、平成26年には、一関小学校のプールも設計委託しているところでございます。

以上です。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：様々実績があるというようなのは理解しました。

私が聞いた話の中で、今回のこの中里市民センターを設計するに当たって、設計側と、あるいは市民のニーズというのがなかなかちょっと折り合いがつかなかったというのも聞いておりました。

そういった部分というのは、今回のこの事案に関しては影響はしていないという認識でよろしいですか。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：先ほど申し上げましたが、令和4年11月11日から令和5年7月13日の実施設計業務委託でございました。

この中では、内容的に中里市民センターとか、それから中里まちづくり協議会とかの要望等を聞いたり、それからワークショップをしたりして、可能な限り要望に配慮するように努めていたところでございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：最後でございます。

工期が遅れると、工事も含めて完成が遅れるということで、計画では約半年ぐらいということなのですが、その間の中里市民センターを活動場所としている市民の方々への影響というのはどのように考えているのですか。

委員長：伊藤いきがづくり課長。

いきがづくり課長：地域の方々からも当初から、一日も早く新しい市民センターをというような御意見はいただいております。

今回、約4か月ほど工期が延びるということで、本来でしたら、11月頃には完成して、皆さん新しいところで11月頃に文化祭をやるとというような様々な計画を立てていらしたところでは。

今回、4か月ほど延びて、3月頃の完成ということで、かなり地域住民の方々からは、がっかりされるでしょうし、これから新しい市民センターでの活動を、今1部屋しか活動の部屋がございませんので、それを皆さんやりくりしながら使っているわけですが、そういった部分についての影響はかなり大きいだろーと考えているところでござ

います。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：補足させていただきます。

今、中里市民センターは1部屋しか使えていないのですが、小規模なものはちょっと御不便をかけているのですけれども、それ以外に大規模に集まる、例えば総会であったり、そういう場合は、この市役所の施設を使ってくれていいですよというようなことをさせていただいています。

また、市民センターに入っていたいろいろな物品なども、市の普通財産、建物のほうで今一時的に保管はさせていただいていますので、そういう形で、なるべく市民、地域の方に御迷惑がかからないようなことは、延長させていただきながら対応させていただこうというように思っております。

委員長：武田委員。

武田委員：今お話を聞いていると、市民センターということから、その地域の方々の要望もかなり出たのではないかと思います。

そうしたときに、そもそも担保していかなくてはならない設計上の構造的なものをよく理解して市民が言っているとは限りませんので、市民の要望と整合を図らなくてはならない部分というのは、設計段階でかなり御苦労があるのではないかとということにも理解をします。

そうしたものが今回の設計に影響はなかったのかというのがちょっと心配なところがあります。

それから、今回こういうようなことで、新たに耐震性のある強度の高いものにと言ったときに、契約の内容も変わってくるということになれば、金額から何かかなり影響が出てくるのでしょうかということと二つお聞きします。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：構造的な問題は、中里市民センターの住民の方々に対して担保できているのかというようなお話でございますが、私たち公共施設、中里市民センターに限らず、構造基準は2類というものを採用して設計しているところでございますと、直近で言いますと、室根小学校とか、それから花泉小学校も2類で2割5分増しで設計しているところでございます。

それを担保してやっているところでございます。

それから金額につきましては、正直なところ今精査中ですので、上がるか、それからどうなるかは分かりませんが、一つ言えることは、工事が止まっていた期間3か月と3週間分の、現場管理費、一般管理費につきましては、工事業者のほうからは、今現在プレハブが建っておりますし、仮設の仮囲いもしていますので、それについては請求され

る、つまりは工事金額は上がるというように考えているところですが、中身は精査してみないと、どれぐらいの増額になるか分かりませんので、今のところは精査中、もう少し待っていただきたいというところでございます。

委員長：武田委員。

武田委員：このときの問題というのは、先ほど私のような素人が使い勝手のいいような施設にしてほしいというときには、全くその設計とか構造的なものとか、それから強度とかに関係なく要望を出すわけで、そういう要望を取り入れながら、今のように強度の高いものに仕立てていくというときのバランス感覚というのですか、恐らくそうすれば、高度な技術なり、かなり高額な費用なりがかかることも想定されます。

例えば、1本柱のないフロアをつくってくださいとかという話になるわけですから、そうしたときの対応というのは、なかなか当局とすれば、折衷案を出してくるのに難しいと思いますが、その辺のバランスというものの軸足はやはりどこかにきちんと持っていないてはならないでしょうねというのを私は思ってお聞きしたのでした。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：武田委員がおっしゃるとおりでございます。

例えば、市民なり、住民なり要望するものがあまりにも構造的にかけ離れた、柱なしで設計してくれとか、梁は細くやってくれとかということの指示等があっても、構造上、やはり費用がかかります。

かかり増しするのは当然でございますので、やはり費用対効果、かけるところはかけますが、ここはできませんよというところは、打合せの中で全部聞くというわけではありませんが、工事費に見合った、そして、一関市として見合っている工事費になるように設計を進めているところです。

委員長：武田委員。

武田委員：今の説明は私も大賛成です。

きちんとそういったものを基本に据えて、市民の要望に応じていくというのも当然ですが、やはりどこかにきちんとした根拠を持ちながらやっていただくということで、市民の方々に御理解をいただくよう御努力をお願いしたいと思います。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：私からは、今日の資料の4番の対応方針の文面でちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、設計を発注したという段階で、受注側の設計者が設計をしました。

その設計を私の認識では、内容を確認する、あるいは構造計算をチェックするという手順があって、設計自体が完成するものというように捉えておりますが、その確認なり

構造検査の適合性を判定する場面というのは、今回、第三者機関という表現で表示されておりますが、この第三者機関というのは、最初の段階の発注過程の中にはないというように捉えていいのか、もしないとすれば、今回のことを受けて、第三者機関に確認をお願いするということなのか、最初の段階の設計内容の確認、ないしは構造計算というステップを最初の段階ではスルーしてしまったというように捉えていいのか、その二つの御説明をお願いしたい。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：今回の内容でございますが、設計内容は、通常の構造計算の中でも一番最初に提出されたものは軽易な構造計算でございます。

つまりは、軽易な構造計算でも足りるという建築基準法上のルートがございまして、そのルートにのっとりたもので設計がされまして、確認申請が下りているというような状況です。

今回、第三者機関に出すというのは、この中里市民センターの必要性とすれば、もう一步上の、本来確認申請の段階で要らないのですが、やはり安全性を担保したいということもありますので、第三者にもう一度見てもらおうという意味で、もう一步上の第三者機関に出すと。

当初の確認申請の段階では、第三者機関に出す必要がない施設です。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：ということは、先ほど説明のありました、震災前は市職員のレベルで、設計、施工管理をしていたと、それを入札にかけ、契約して、監理業務までしていたものを、震災以降は半々、外注半分、内部監理で半分というようにされていると。

建物のレベルによって、その重要度合いというのですか、設計の確認なり構造計算の重要度割合というのは、今話されたように、今回のような可能性、要するに、こういうことが起きる可能性があるというような認識でいいわけですか。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：今回のケースは、正直言ってまれなケースでございます。

通常は、先ほど申し上げましたが屯所とか小さい建物は市の職員が設計もしますし、それで、当然ながら公共施設ですので、少し強いものにとりょうに考えますし、工事監理もして、そして、工事が完成した後は担当課のほうに引渡ししているというのはありますが、例えば、学校クラスとかになってきますと、私たちではちょっと手に負えないものでございますので、さらには学校規模になってきますと、第三者機関に最初から出して、その結果がついてきますので、それで対応していると。

この中里市民センターにつきましては、680平米ぐらいの、いわゆる建物の規模では小規模なほうでしたので、本当は、一番簡易な設計ルート1というようなものなのです

が、簡易な設計の診断で分かったのですが、その辺がちょっと疑義が生じたことですので、きちんと精査して、内容を確認するには第三者機関に出したほうが間違いないというように判断したものでございます。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：ということは、確認段階も擦り抜けてしまったというような理解でよろしいのですか。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：擦り抜けたというよりは、先ほどもお話ししたところなのですが、確認申請そのものは、レベルで言えば1レベル、つまりは強度を割り増ししていないものの審査をします。それは十分オーケー、建築基準法上、何も法律上は抵触するものではないのですが、私たちはそれ以上強いものにしてくださいというようなことにしたもので、今回、一関土木センターのほうに確認申請を出したのですが、何ら問題なく、その辺は確認済証を受領しておりますので、そのまま建てられるのですが、いや、私たちは2割5分増しのものを特記仕様でうたっていたものです。その部分がグレーだったもので、再度精査して安全性を担保したいということでございます。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：その2割5分の意思、要するに契約条項の確認、一関土木センターに審査を受ける段階が、その2割5分の審査、要するに強度要求が満たされているかという確認はしないのですか。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：建築基準法で言われている確認申請は、最低の基準を満たしているかどうかの審査であって、例えば、もっと5割増しにしろとか、2倍にしろとかというものに合っていないから駄目というような審査ではないので、建築基準法に抵触さえしなければ、確認済証は下ります。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：先ほどの武田委員の質問に対しての確認というか、おさらいということになりますが、工事業者に対して、先ほどの今後の対応ということで、当然その費用も上乗せになる、事務所のプレハブも建てているということで、費用の上乗せも考えていますというようなことを答弁されましたけれども、率直に、今回この工事がストップする期間というのは、こういったこの建築業者であったり、電気設備だったり、機械設備の業者には補償

されるということでしょうか。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：補償というよりは、かかり増しになる費用を負担するということでして、例えば、ガードマンが必要なところの施設であればガードマン分は見なくてははいけませんし、今回、中里市民センターはガードマンをつけていないから、そのガードマンの分は要らないですし、あとは一番大きいのはリース料です。

プレハブのリース料、それから仮囲いのリース料、これは何もしなくても、1日幾らというような請求が来ますので、建築、電気、機械設備の3者との打合せをしながら、どれぐらいかかっているのだというのは打合せしながら、その金額は決定していくというようなものでして、今、その作業をしている最中でございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：分かりました。

そうしますと、かかっているものに対しては、これからの検討にはなるのですが、補償する方向で考えるということで、恐らく工事によってそれぞれ違うと思うのですが、もう既に材料発注して買っている業者とかも当然あると思いますので、そういった部分は補償しますということでしょうか。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：あくまでも、工事は中止というようなものでして、正直申し上げますと、今物価高、物価上昇していますので、先に一日でも早く業者は購入したいというように思っているところですので、既に建築のほうでも、鉄筋コンクリート中の鉄筋とか、それに関しては、もう購入していますし、そうでないと日々金額が上がってきますので、購入したいということで聞いております。

ただ、工事を中止してしまいますと、工事中止期間は仕事してはいけないということになりますので、買えないということになりますので、今日までは買えるのですが、明日からは買えないということになります。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：分かりました。

次は逆パターンで、恐らく業者というのは、半年後、あるいは1年後の仕事もきちんと契約してやっていて、資金繰りだったり企業を継続していく上で、そういった先々のことを考えてやっていると思うのですが、今回、この工事が延長したことによって、例えば今年の末までに終わって、では来年から新しい仕事ということで、もう既にほかの仕事を契約していたり準備をしている業者も中にはあると思うのです。

今回、これが延期となると、それが全くその期間とダブってしまってできないというようなことも、もしかしたらあり得るのではないかと非常にちょっと心配をしているのですけれども、そういった部分の補償というのは、例えば工期を遅らせるというのは、なかなかこれ難しいと思うのですけれども、でも人があっての、設備があっての工事なので、ダブルワークもちょっと難しいと思うのですが、そういったときの補償というのは何かお考えですか。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：工事業者とも打合せしました。

工事中止期間につきましては、縛るものは何ともありませんので、下請をはじめ、工事業者の工事現場監督もほかに行ってもいいというような、縛りを全くかけるものではございません。

ただ、下請に関しては、1回離すと、正直言いまして、なかなか入ってくれない、今、下請業者の人が少なくて入ってくれないと言われておりますので、今回考えている再開時期を早めに教えていただければ対応はできますということと言われていましたので、それによって、次のことを考えていたからというようなことの補償等は、今のところ考えていないものでございます。

すみません、訂正します。

先ほど、私、中里市民センター680平米ぐらいというような表現で話しましたが、正確には、延床面積が760平方メートルでございます。

すみませんでした。

委員長：そのほか質疑の方はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で質疑を終わります。

以上で、中里市民センター建設工事についての調査を終わります。

職員退席のため、休憩します。

(休憩 15:47~15:49)

委員長：再開します。

次に、その他に入ります。

広聴広報委員会の市長への提言について連絡いたします。

当委員会の提言につきましては、前回の委員会において、委員の皆様たたき台の最終案をお示しし、御了解をいただいたところです。

最終案は、広聴広報委員会への提出に当たり、正副委員長において再度確認し、修正した上、タブレット掲載のとおり提出いたしましたので御連絡いたします。

なお、提出した内容につきましては、広聴広報委員会において、他の委員会から提出された提言と合わせる際に体裁を整える場合がありますので、御了承をお願いしたいと思います。

それでは、そのほか委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、その他を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の委員会を終了します。

大変御苦労さまでした。

ありがとうございました。

(午後 3 時 50 分 終了)